

Movie 制作株式会社

プリンシパルコンペティション TV 実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、Movie 制作株式会社 プリンシパルコンペティション TV 実行委員会と称し、英名を Principal Competition TV Executive Committee (略称：PCTVEC) とする。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を〒355-0063 埼玉県東松山市元宿 1-24-17 細沼ハイツに置く。

2. 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(目的)

第3条 本会は、プリンシパルコンペティション TV (以下「PCTV」という。)の円滑な開催を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、(第3条)の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) PCTV の準備、開催及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 前各号の他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 組織

(委員)

第5条 本会は、次の各号に該当する者から会長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 本会の目的に賛同する個人及び法人
- (2) バレエに関する団体の代表者等
- (3) 前各号に該当する者の他、会長が必要と認める者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
 2. 会長は、本会の創立者である若林勝夫とする。
 3. 副会長は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が指名する。
 4. 監事は、総会の同意を得て、委員以外の者から会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が定めた順序により、その職務を代理する。
3. 監事は、本会の会計及び事業の執行状況について監査する。

(参与)

第8条 本会に参与を置く。

2. 参与は、委員以外の者から会長が委嘱する。
3. 参与は、PCTV の運営その他に関し、会長の求めに応じて、意見を述べることができる。

(任期等)

第9条 役員、委員及び参与（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から(第20条)の規定に基づき解散するときまでとする。

2. 前項の規定にかかわらず、委員等に委嘱された者が、その属する機関又は団体において委嘱されたときの役職を離れたときは、当該委員等の任期は、当該役職にあった日までとする。
3. 前項の規定により委員等が欠けたときは、前任者の属していた機関又は団体において当該者の後任となった者を委員等に委嘱するものとする。

第3章 会議

(会議の構成)

第10条 本会の会議（以下「会議」という。）は、役員及び委員をもって構成する。

(会議の権能)

第 11 条 会議は、以下の事項を審議し、決定する。

- (1) PCTV 開催に係る基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 会則に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他 PCTV 開催に係る重要な事項に関すること。

(会議の招集及び議長)

第 12 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

(会議の議決)

第 13 条 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の代理出席等)

第 14 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決委任者は、前条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(委員以外の者の会議出席)

第 15 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

第 4 章 専決処分

(専決処分)

第 16 条 会長は、会議の招集が間に合わないと認めるときは、その決議すべき事項について、専決処分することができる。

2. 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の議会において報告し、承認を得なければならない。

第 5 章 専門部会

(専門部会)

第 17 条 本会に、その事業に関して必要な事項を検討させるため、専門部会を置く。

2. 専門部会は、バレエに関する有識者等のうちから会長が委嘱した者をもって組織する。
3. 前 2 項に規定するものの他、専門部会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費等)

第 18 条 本会の経費は、負担金・助成金・寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業年度及び会計年度)

第 19 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2. 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 20 条 本会は、(第 3 条)の目的が達成されたときに解散する。

第 8 章 補則

(委任)

第 21 条 本会則に定めるものの他、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1. 本会則は、2015年9月1日より施行する。
2. 本会の設立当初の会計年度は、(第 19 条第 1 項)の規定にかかわらず、本会則の施行の日から 2016 年 3 月 31 日までとする。